NSR/LIP-5

社会保険労務士法人NSIR

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8 堂島パークビル3階 tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)について

令和5年4月1日

者に提出することが必要になります。

よくあるご質問への回答(労働者、使用者向け)※一部掲載

- (Q)賃金のデジタル払いは必ず実施しなければならないのでしょうか。引き続き、銀行口座等で受け取ることができなくなるのでしょうか。
- (A) 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。 労働者が希望しない場合は賃金のデジタル払いを選択する必要はなく、これまでどおり銀行口座等で賃金を受け取ることができます。また、使用者は希望しない労働者に強制してはいけません。 賃金の一部を資金移動業者口座で受け取り、残りを銀行口座等で受け取ることも可能です。
- (Q)賃金のデジタル払いを選択した場合、ポイントや仮想通貨などで賃金が支払われることがありうるのでしょうか。
- (A) 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払は認められません。
- (Q)賃金のデジタル払いを開始するために、事業場で必要な手続きを教えてください。
- (A) 事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、ない場合は労働者の過半数を代表する者と、賃金デジタル払いの対象となる労働者の範囲や取扱指定資金移動業者の範囲等を記載した労使協定を締結する必要があります。 その上で、賃金のデジタル払いを希望する個々の労働者は、留意事項等の説明受け、制度を理解した上で、同意書に賃金のデジタル払いで受け取る賃金額や、資金移動業者口座番号、代替口座情報等を記載して、使用
- (Q)労使協定で取扱指定資金移動業者の範囲を設定するに当たり、どの資金移動業者を選択できますか。
- (A) 厚生労働大臣が指定した資金移動業者の中から選択できます。 厚生労働大臣が指定した資金移動業者は、指定が行われ次第、厚生労働省ホームページに掲載します。
- (Q)賃金のデジタル払いを選択するために留意すべき事項をわかりやすく教えてください。
- (A) 労働者は、資金移動業者口座は「預金」をするためではなく、支払や送金に用いるためであることを理解の上、支払等に使う見込みの額を受け取るようにしてください。その他の留意事項は、同意書の裏面に記載されています。使用者は、労働者に対して賃金のデジタル払いを賃金受取方法として提示する際は、銀行口座か証券総合口座を選択肢としてあわせて提示しなければいけません。また、労働者に対して、同意書の裏面に記載された留意事項を説明してください。
- (Q)万が一、指定資金移動業者が破綻した場合、アカウント残高は消えてしまうのでしょうか。
- (A) 厚生労働大臣の指定する資金移動業者が破綻した場合には、賃金受取に用いる口座の残高が保証機関から 速やかに弁済されます。

具体的な弁済方法は、資金移動業者ごとに異なりますので、賃金のデジタル払いを選択する際にご確認ください。

詳細は厚生労働省ホームページにて確認ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html